

第12回 長野市政務活動費検討委員会 会議記録

1 日時 令和8年6月25日（木曜日） 午前10時00分～午前11時45分

2 場所 応接2

3 出席委員（6名）

委員長 鈴木 洋 一 議員

副委員長 金 沢 敦 志 議員

委員 西 沢 利 一 議員

委員 堀 内 伸 悟 議員

委員 滝 沢 真 一 議員

委員 内 藤 武 道 議員

4 欠席委員（なし）

5 オブザーバー参加議員 山崎 裕子 議員

6 協議事項

(1) 政務活動費運用指針の見直し検討について

- ・資料作成費（その他）のソフトウェアについて、買切りで購入する場合、会派を解散又は議員を辞職した後も利用できることから、上限額を設けることとし、資料作成費（事務機器購入費）の上限額に合わせて、税込み1万円とすることに決定した。
- ・資料購入費のうち月刊誌については、紙の新聞と同様の取扱いとする。ただし、電子版しか発行されていない等、やむを得ない理由がある場合は、電子版の購入を可能とすることに決定した。
- ・政務活動費の専用口座から発生する預金利子の取扱いについて、収支報告書に記載し、従来どおり返還することに決定した。
- ・会派、一人会派及び会派に所属する議員個人の各経費の取扱いについて、これまでの議論を踏まえて整理し次のとおり改めて決定した。

ア 資料作成費の事務機器購入費、リース料について、会派（一人会派含む）名義で購入、契約して政務活動費から全額支出することはできるが、会派に所属する議員個人が購入、契約したものについては、政務活動費から支出することはできない。

イ 資料作成費（その他）のうち消耗品に係る経費については次のとおりとする。

- ①会派が購入して使用する場合は、政務活動費から全額支出とする。
- ②一人会派が控室で使用する場合は、政務活動費から全額支出とし、控室以外で使用する場合は、2分の1以内で按分して支出する。
- ③会派に所属する議員個人が購入して使用する場合は、2分の1以内で按分して支出する。

(2) その他

以上